

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人扇谷俊雄の上告趣意は、原審において主張、判断を経ていない事項に関する憲法三九条、一四条違反の主張および量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一